

笠岡市立大井小学校 いじめ問題対策基本方針

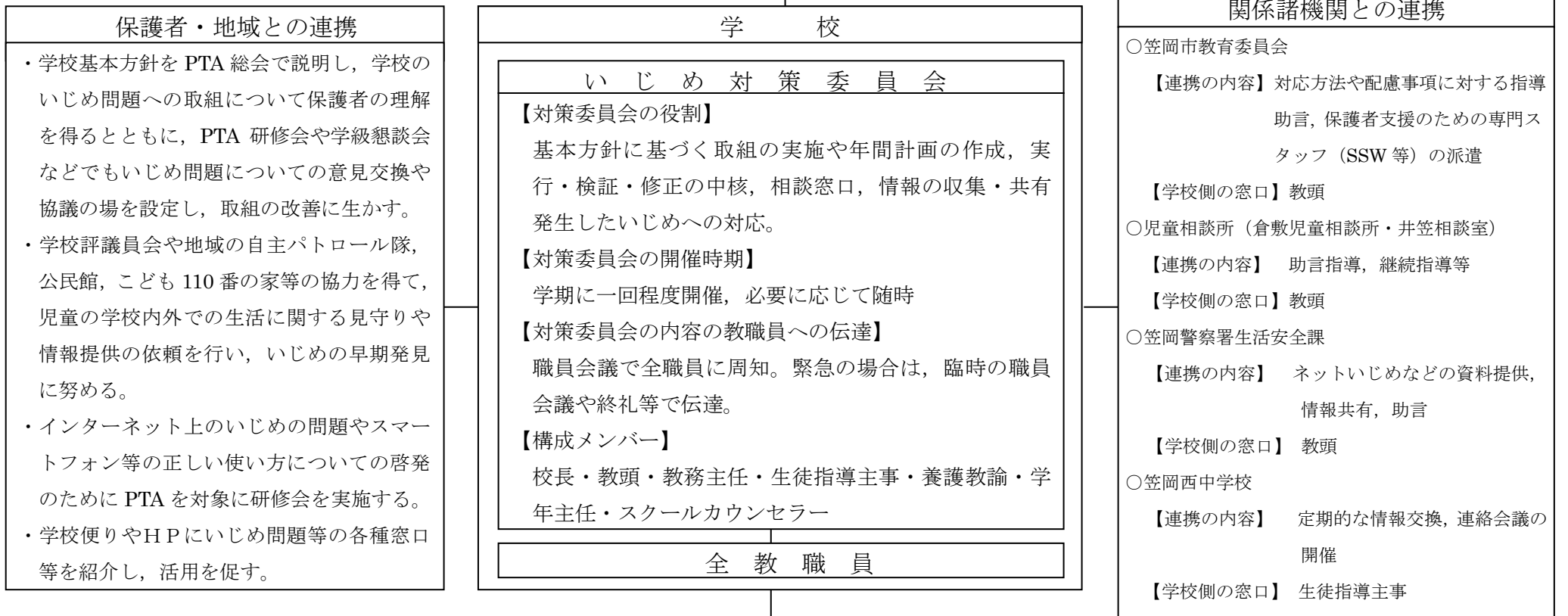
令和3年度 笠岡市立大井小学校

いじめに関する現状と課題

・友だちを大切に思い、仲良くしようと思っている児童は多い。しかし、友達関係がぎくしゃくしたり、心ない言動で友達を傷つけたりすることがある。現在、生徒指導主事を中心にいじめ問題への対応を行っている。未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して、学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のために教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、全ての児童に関係する問題であることを共通理解し、児童が安心して学習など全ての教育活動に取り組むことができるよう本校内外を問わずいじめが行われなくようにする。そのために、学校・家庭・地域が一体となり、継続して未然防止や早期発見及び早期対応に取り組んでいく。
- ・すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ問題に関する児童の理解を深めるようにする。
- ・いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域・保護者その他関係諸機関との連携の下にいじめ防止の対策を行っていく。



学 校 が 実 施 す る 取 組

| | |
|--------------------------------------|--|
| ① い じ め の 防 止 | <p>【教職員研修】 教職員の指導力の向上のために、まず、「いじめ防止対策推進法」「岡山県いじめ問題対策基本方針」「いじめ問題実践事例集」等に関する研修を行う。</p> <p>【児童会活動】 「いじめについて考える週間」において、児童会主催の児童自らが考えるいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</p> <p>【居場所作り】 毎日の授業や、行事等特別活動の中で、児童一人一人が活動できる場面や機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じることができる集団づくりや授業づくりを進め魅力ある学校づくりを進める。</p> <p>【情報モラル教育】 ネットいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を発達段階に応じて行う。</p> |
| ② 早 期 発 見 | <p>【実態把握】 日頃から、児童の様子を観察したり、日記等からも児童理解を進めたりするようにする。また、児童の実態把握のためのアンケートを実施し、年2回の教育相談を行うことにより、児童の生活の様子や友達関係などを十分に把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>【相談体制の確立】 相談担当の教職員（養護教諭・生徒指導主事）を児童に周知するとともに、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かな声かけを行い、児童がいつでもだれにでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。</p> <p>【情報の共有】 児童の気になる変化や行為があった場合、管理職の指導の下、生徒指導主事を中心に速やかにケース会議を行ったり、終礼等で情報を早急に共有できるようにしたりする。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とする。</p> <p>【家庭への啓発】 日頃から保護者との信頼関係の構築に心がけ、児童のよいところや気になるところ等学校の様子について連絡しておく。</p> |
| ③ い じ め へ の 対 処 | <p>【いじめの有無の確認】 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした場合には、速やかに、いじめの有無の確認を行う。</p> <p>【いじめへの組織的な対応】 いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。</p> <p>【いじめられた児童への支援】 いじめられたことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守りぬくことを最優先に当該児童及び保護者に対して支援を行う。</p> <p>【いじめた児童への指導】 いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導する。</p> <p>【いじめを傍観していた児童への指導】 自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても誰かに伝える勇気を持つよう指導する。</p> |